

平成 2 2 年 第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 2 2 年 4 月 7 日

閉会 平成 2 2 年 4 月 7 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成22年第2回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
4・7	水	本会議（開 会） ・ 仮議席の指定 ・ 議長の選挙 ・ 副議長の選挙 ・ 常任委員会委員の選任について ・ 議会運営委員会委員の選任について ・ 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 ・ 議案審議 ・ 閉会中の継続審査・調査 （閉 会）

目 次

第1号（4月7日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
	日程第 1 仮議席の指定	5
	（竹崎町長あいさつ）	5
	（新課長紹介）	6
	日程第 2 議長の選挙	6
7	追加議事日程（第1号の追加1）	9
	日程第 1 会議録署名議員の指名	10
	日程第 2 会期の決定について	10
	日程第 3 副議長の選挙	10
	日程第 4 議席の指定	12
	日程第 5 常任委員会委員の選任について	12
	日程第 6 議会運営委員会委員の選任について	13
	日程第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙	14
	日程第 8 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について	15
	日程第 9 特別委員会委員の選任について	16
	日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 平成21年度芦北町一般会計補正予算 （第10号）	17
	日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	18
	日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	21
	日程第13 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	22
	日程第14 議員派遣の件	23

日程第15	委員会の閉会中の継続審査及び調査について……………	23
8	閉会……………	24

平成22年第2回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成22年4月7日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（臨時議長の紹介及びあいさつ）

臨時議長開会宣告

日程第 1 仮議席の指定

（竹崎町長あいさつ）

（新課長紹介）

日程第 2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第 8 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第 9 特別委員会委員の選任について

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度芦北町一般会計補正予算（第10号）

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第14 議員派遣の件

日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番	坂本	登君	2番	林田	燿宏君
3番	宮内	道則君	4番	寺本	順一君
5番	古村	逸男君	6番	白坂	康浩君
7番	草野	安道君	8番	前田	徹一君
9番	元山	秀志君	10番	宮尾	秀行君
11番	平松	洋一君	12番	川尻	成美君
13番	水口	宣之君	14番	岡部	恵美子君
15番	寺本	修一君	16番	藤井	公明君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	本山嵩君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	井川良一君	企画財政課長	井上民男君
田浦基幹支所長	早川純一君	税務課長	農中豊君
住民生活課長	迫本文雄君	商工観光課長	坂梨優君
福祉課長	大岩憲治君	農林水産課長	柳田豊彦君
建設課長	竹田茂幸君	上下水道課長	山本正博君
教育課長	永田光洋君	生涯学習課長	中原豊徳君
会計管理者兼 会計室長	野口博司君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福山勝廣君	次長（係長）	岡田謙治君
--------	-------	--------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○**議会事務局長（福山勝廣君）** おはようございます。

事務局の福山と申します。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の岡部議員を御紹介します。議長席の方へお願いいたします。

○**臨時議長（岡部恵美子君）** 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました岡部恵美子です。

規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから平成22年第2回芦北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議席に配付しております議事日程（第1号）にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（岡部恵美子君）** 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、竹崎町長から発言の申し出がっておりますので、しばらく御静聴を願います。竹崎町長。

○**町長（竹崎一成君）** おはようございます。

芦北町議会臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、芦北町議会議員改選後、初の臨時会の御案内を申し上げましたところ、皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございました。

各位には、去る3月28日執行されました、合併後2回目の町議会議員の選挙にあたり、少数激戦の中、町民の信託を受けて、御当選の榮譽を得られましたことは御同慶に絶えません。誠にありがとうございます。

合併後5年が経過しましたが、お陰様で事務の大きな混乱もなく、順調な行政運営がなされております。これも一重に芦北町議会をはじめ、町民皆様の御理解のたまものであり、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、21世紀を迎えた今日、少子高齢化社会、高度情報化、国際化の進展などを背景として、地方分権における三位一体の改革が具現化されつつある

中で、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、市町村を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。合併6年目を迎え、合併のメリットを最大限に活かし、町民一人一人がふるさとに誇りをもち、豊かさを実感できる町の実現に向けて、芦北町総合計画を基に、農林水産業をはじめ、福祉、教育、観光、地域づくり等々、積極的な事業を展開しているところであります。

このようなときにあたり、議会活動・運営につきましては、芦北町発展のため、公平無私の立場を堅持し、常に議会を明るい方向に推進し、議会の威信と尊厳を保持していただき、これらの問題解決に御指導と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、議長選挙など、議会構成についての人事案件が議会提案されております。また、平成21年度芦北町一般会計補正予算をはじめ、条例の一部改正の専決処分の承認、人事案件を提案しております。どうぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

本日の初議会が滞りなく行われますことをお祈り申し上げますとともに、議員の皆様方の今後ますますの御活躍に期待し、御多幸を念じ上げ御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○臨時議長（岡部恵美子君） どうもありがとうございました。

次に、4月1日付けで職員の人事異動があり、新課長に井上企画財政課長及び早川基幹支所長が就任しましたので、自席から挨拶を許します。

最初に、井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

4月1日の異動によりまして、企画財政課長を拝命いたしました井上民男でございます。今後ともよろしく願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） 次に、早川基幹支所長。

○田浦基幹支所長（早川純一君） 皆さん、おはようございます。

4月1日付けで基幹支所長を拝命いたしました早川純一と申します。微力ではございますが、誠心誠意努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

[[「はい、臨時議長」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） はい。

○4番（寺本順一君） 地方自治法121条、長その他の役員等の出席義務という中で、議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないということになっております。議長の選挙についてはですね、執行部の方々に退席を私はお願いしたいというようなことを申入れしたいと思っております。その後、また議長からの要請があれば、再度出席をしていただくというようなことをお願いしたいと思います。これは地方自治法の121条にそういう条項がございますので、その条項に則り運営をしていただければと思っております。

以上です。

○臨時議長（岡部恵美子君） はい、藤井君。

○16番（藤井公明君） 議会の招集権は町長にあります。今回の臨時議会も町長名で招集がされております。したがって、招集する立場の人が不在の議会というのは、私はいかなるものかなというふうに考えます。したがって、執行部は当然、町長の招集権のもとに出席するのが当たり前だと、私はそのように解釈いたします。

以上です。

○臨時議長（岡部恵美子君） はい、寺本議員。

○4番（寺本順一君） 他町村の判例においても、そういう事例が多いようでございますので、あえてそういう質問をいたしました。是非、他町村にならって、また議長の選挙ということは、執行部の方にはまったく関係がございませんので、そういうことでよろしく、この日程第2については、先ほど申し上げましたようにお願いをしたいと思っております。

以上です。

○臨時議長（岡部恵美子君） ここで一旦休憩をとりたいと思っております。

-----○-----

休憩 午前10時12分

再開 午前10時21分

-----○-----

○臨時議長（岡部恵美子君） それでは、休憩前に引き続きまして、続けてまいりたいと思っております。

日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に元山君及び前田君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○臨時議長（岡部恵美子君） 念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（福山勝廣君） それでは、点呼をいたします。

1番坂本議員、2番林田議員、3番宮内議員、4番寺本順一議員、5番古村議員、6番白坂議員、7番草野議員、8番前田議員、9番元山議員、10番宮尾議員、11番平松議員、12番川尻議員、13番藤井議員、14番水口議員、15番寺本修一議員、16番岡部議員。

[投票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

元山君及び前田君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち、藤井君15票、坂本君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、藤井君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま議長に当選されました藤井君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

登壇の上、議長当選承諾の御挨拶を願います。

○新議長（藤井公明君） この度、芦北町第3代議長に選任いただきました藤井公明でございます。まず、議会に対し、厚く感謝とお礼を申し上げます。

就任にあたりましては、身に余る光栄であり、またその重責に身の引き締まる思いであります。本町が合併してから6年目に入りますが、今回は議員定数を大幅に削減したこともございまして、一人一人の議員に課せられる責務は重大であります。

議会運営にあたりましては、公平無私を心がけ、様々な政策に対する決定と、議会が円滑に運営されるよう、誠心誠意努力して参る所存でございます。

地方分権が進む中で、議会は自立性が求められており、経済情勢が不安定であっても、住民ニーズは多様化しております。これに対応するためには、執行機関と議会が共に協力し、町の発展と住民福祉の向上に最大限の努力をお誓い申し上げ、初心に返り、謙虚な気持ちで議長の責務を果たしたいと思っております。

議員各位のさらなる御支援と御協力を切にお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま新議長の御挨拶が終わりました。

皆様方の御協力によりまして、無事、臨時議長の職を終わることができました。

ここで議長と交替します。藤井議長、議長席にお着き願います。

[新議長、議長席に着席]

○議長（藤井公明君） ここで、追加議事日程を配付するため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席に配付しております追加議事日程（第1号の追加1）について議事を進めて

まいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、林田君及び坂本君の2名を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 副議長の選挙

○議長（藤井公明君） 日程第3「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤井公明君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に元山君及び前田君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤井公明君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一名の氏名をお書きください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（藤井公明君） 異常ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（福山勝廣君） 点呼します。

1 番坂本議員、2 番林田議員、3 番宮内議員、4 番寺本順一議員、5 番古村議員、6 番白坂議員、7 番草野議員、8 番前田議員、9 番元山議員、10 番宮尾議員、11 番平松議員、12 番川尻議員、13 番藤井議長、14 番水口議員、15 番寺本修一議員、16 番岡部議員。

〔投票〕

○議長（藤井公明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

元山君及び前田君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（藤井公明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち、寺本修一君11票、川尻君4票、坂本君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、寺本修一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤井公明君） ただいま副議長に当選されました寺本修一君が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶を願います。寺本君。

○副議長（寺本修一君） ただいま副議長に選任されました寺本修一でございます。

議員各位の御推挙に心から感謝を申し上げます。

今後は、藤井議長を倍旧に増して補佐し、議会の円滑化と町政発展に寄与することをお誓い申し上げます。

議員各位並びに執行部の皆さん方の御支援・御協力を切にお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） これで、副議長の選挙を終わります。

-----○-----

日程第4 議席の指定

○議長（藤井公明君） 日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定及び議員の申し合わせに基づき決定したいと思います。

それでは、指定しますので、移動してください。

議長席から向かって、1番右の前列から申し上げます。1列目、1番坂本君、2番林田君、3番宮内君、4番寺本順一君、5番古村君、6番白坂君、2列目、7番草野君、8番前田君、9番元山君、10番宮尾君、11番平松君、12番川尻君、3列目、13番水口君、14番岡部君、15番寺本修一君、16番藤井です。

氏名標は後ほど取り付けます。

-----○-----

日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（藤井公明君） 日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、常任委員の指名をいたします。

まず、総務常任委員は、寺本修一君、川尻君、元山君、古村君、坂本君、私藤井、以上6人です。

次に、建設経済常任委員は、水口君、宮尾君、前田君、草野君、平松君、以上5人です。

最後に、文教厚生常任委員は、岡部君、寺本順一君、白坂君、林田君、宮内君、以上5人です。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時57分
再開 午前11時04分
-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

総務常任委員長、元山君、副委員長、川尻君。

建設経済常任委員長、草野君、副委員長、水口君。

文教厚生常任委員長、白坂君、副委員長、岡部君。以上です。

お諮りします。

ただいま常任委員長が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮して、議会運営上、常任委員を辞任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長は常任委員を辞任することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤井公明君） 日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、委員の定数は委員会条例第4条第2項の規定により6人であります。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員の指名をいたします。寺本修一君、宮尾君、元山君、前田君、草野君、白坂君です。

以上の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会運営委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会運営委員長、宮尾君、副委員長、前田君。

以上です。

-----○-----

日程第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（藤井公明君） 日程第7「水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙」を行い

ます。

当組合議会議員については、組合規定により、本町議会議員から6人選出になっております。

この選出は、同組合同規約第5条第2項の規定により、選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、議長の藤井、副議長の寺本君、議会運営委員長の宮尾君、総務常任委員長の元山君、建設経済常任委員長の草野君、文教厚生常任委員長の白坂君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方々を水俣芦北広域行政事務組合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、寺本君、宮尾君、元山君、草野君、白坂君、私藤井、6人が選出されました。

-----○-----

日程第8 発議第4号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（藤井公明君） 日程第8、発議第4号「特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。

議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

本件について趣旨説明を求めます。提出者、元山君。

- 9番（元山秀志君） 発議第4号、平成22年4月7日。芦北町議会議長、藤井公明様。提出者、芦北町議会議員、元山秀志。賛成者、芦北町議会議員、草野安道、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩。

議会広報特別委員会の設置に関する決議。

本案を下記のとおり、芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

議会広報特別委員会の設置に関する決議。次のとおり、議会広報特別委員会を設置する。

- 1 名 称 議会広報特別委員会
- 2 設置の根拠 芦北町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会広報の円滑な発行を期するため
- 4 委員の定数 6名
- 5 設置の期限 平成26年3月31日までとする
- 6 提案理由 芦北町議会の活動状況及び議会に関する各般の事項や町政について町民に知らしめ、議会に対する理解を深めてもらうことは重要である。よって、議会広報の発行を行うため、議会広報特別委員会を設置するものである。

以上です。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 特別委員会委員の選任について

- 議長（藤井公明君） 日程第9「特別委員会委員の選任について」を議題とします。

検討のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に検討いたしました。

特別委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。なお、議会広報特別委員会委員の定数は6人です。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。平松君、宮尾君、元山君、宮内君、林田君、川尻君、以上の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会広報特別委員会の委員は選任されました。

議会広報特別委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会広報特別委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

委員長、宮内君、副委員長、平松君。

以上です。

-----○-----

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度芦北町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（藤井公明君） 日程第10、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 承認第2号、平成21年度芦北町一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決しましたので、その内容を報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、総額120億4,783万7,000円といたしております。

それでは、歳出から説明をいたします。

予算書の7ページをお開きください。

款2総務費、財産管理費の3億円は、平成21年度の決算見込みから収支に余裕が生じたので、町有施設整備基金に2億5,000万円、財政調整基金に5,000万円の積立てを行っております。

歳入につきましては、6ページでございます。

全額、特別交付税を充てております。

以上で説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農中税務課長。

○税務課長（農中 豊君） 承認第3号、専決処分の報告及びその承認について御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、4月1日に別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

お手元に専決処分の改正内容として、各条ごとの要旨を記載した資料を提出していますが、説明につきましては、その内容の主なものにつきまして御説明させていただきます。

専決条文の1ページにあります第19条につきましては、個人住民税の納期後の納付を、または納入する税金、または納入金の延滞金を定めるもので、地方税法の一部改正による文言の整備を行っております。

第31条第3項につきましては、法人の均等割額を定める条文で、法人の申告納付する場合の課税標準額の算定期間を定める条文で、地方税法の一部改正による文言の整備を行うものです。

1ページ中段から3ページ中段までにあります第36条の3の2につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族の申告を定める規定の創設で、第1項で扶養親族申告書について、申告書を当該給与支払者を經由して町長に提出しなければならないという規定、第2項でその年の中途に異動を生じた場合は申告書を当該給与支払者を經由して町長に提出しなければならないという規定、第3項で申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その受理された日に町長に提出されたものとみなす規定、第4項で申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合は、当該給与支払者に対し便利的方法により提出することができる規定、第5項は文言の整備を行っております。

第36条の3の3につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告を定める規定の創設で、前条と同様な規定が定められております。

3ページ上段の第44条につきましては、給与所得に係る町民税の特別徴収で、第2項は給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の徴収方法を規定、第3項は当初、特別徴収することとされていた給与所得以外の所得に係る所得割額の未徴収額の全部または一部について、その後、やむを得ない事情が生じ、特別徴収の方法によって徴収することが適当でない場合、普通徴収に切り替えることができることを規定、第4項は給与所得者が老齢等年金の支払いを受けている年齢65歳以上の者である場合における第2項及び第3項において給与所得以外とあるのは、給

与所得及び公的年金等に係る所得以外とすることの文言の整備を適用された規定の追加です。

3 ページ下段の 5 4 条第 6 項では、固定資産税の納税義務者等の規定で、公有水面埋立法に規定する公有水面埋立地を都道府県以外の者が使用する場合、その使用者をもって、その埋立地の所有者とみなす規定で、同項中の都道府県等に含まれる地方開発事業団を削る規定です。

第 9 5 条は、たばこ税の税率を引き上げる改正で、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から 1, 0 0 0 本につき 3, 2 9 8 円から 4, 6 1 8 円とするものです。

附則、第 1 6 条は、たばこ税の税率の特例で、旧 3 級品の製造たばこ税を 1, 0 0 0 本につき 1, 5 6 4 円から 2, 1 9 0 円に引上げるものです。

3 ページ下段から 4 ページの附則第 1 9 条の 3 は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の創設であります。非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替起債等に係る口座であります。非課税口座内に上場株式等に係る譲渡所得等の所得計算は通常分離課税とは別、非課税にするとということと、非課税口座から非課税口座内上場株式等の一部または全部の払い出しがあった場合には、従来どおりの分離課税として計算するというものです。

附則といたしまして、附則第 1 条で施行日を平成 2 2 年 4 月 1 日、また 1 号から 5 号までにつきましては、それぞれ施行日が定められています。

附則第 2 条で町民税に関する経過措置、附則第 3 条で固定資産税に関する経過措置、附則第 4 条でたばこ税に関する経過措置を規定しています。

その他関係法令の改正に伴う条文及び文言の整備を行っています。

以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号は承認すること

に決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

**芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長（藤井公明君） 日程第 1 2、承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農中税務課長。

○税務課長（農中 豊君） 承認第 4 号、専決処分の報告及びその承認についてご説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、芦北町税条例同様、4 月 1 日に別紙のとおり専決しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

お手元に専決処分の内容として資料を提出していますが、総称して概要を御説明いたします。

専決条文 1 ページにあります第 2 条は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについて定めるもので、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額医療分、後期高齢者支援課税額及び介護納付金課税額介護分の合計額で、それぞれについて課税額の上限、課税限度額が設けられておりますが、今回の改正で基礎課税額医療分について、4 7 万円から 5 0 万円、後期高齢者支援等課税額で 1 2 万円から 1 3 万円に引上げられることになったものです。

次に、第 2 3 条の 2 は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例が新たに創設されたもので、非自発的失業者、企業業績等の悪化によりリストラにあった方等の国民健康保険税を概ね在職中の水準を維持するための改正で、所得割額の算定で前年の給与所得の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとして国民健康保険税を課するものです。

2 ページで、附則としまして、第 1 項で施行期日は 4 月 1 日から施行する。第 2 項で適用区分を改正後の規定は平成 2 2 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成 2 1 年度分までの国民健康保険税については従前の例による。その他関係法令の改正に伴う条文及び文言の整備を行っています。

以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第13 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第13、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

この同意第1号の件は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく古村君の退場を求めます。

〔古村君退場〕

○議長（藤井公明君） 本案について、提出者の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字芦北2800番地3、氏名、古村逸男。

提案理由は表記のとおりでございます。

古村氏は、御存知のように、芦北町議会議員として4年にわたり、町政発展に尽力され、今回2期目でございます。また、元JAあしきた職員としての豊富な経験を生かして、農業振興に寄与されるとともに、葦北郡軟式野球連盟会長、芦北区公民館長、佐敷地区体育協会長としても御活躍中でございます。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、議会の代表として、まさに適任と認め、選任するものでございます。

どうぞよろしく御同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

古村君の入場を認めます。

〔古村君入場〕

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（藤井公明君） 日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（藤井公明君） 日程第15「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題とします。

先の議員打合せ会において御了解いただきましたが、今回は改選後の初めての議

会でございますので、別紙の一覧表についてを議題といたします。

お諮りします。一覧表のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一覧表のとおり決定しました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了しました。

平成22年第2回芦北町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員